

平成22年6月15日現在

親権者（親）の親権との関係で 困難をきたした具体的な事例について

全国児童養護施設協議会（全養協）

「親権制度の検討にかかわるアンケート」※（平成22年6月上旬）

実施結果より

【事例1】

子どもの施設入所中、子どもと親権者との面会に関して困難をきたした具体的な事例 2頁

【事例2】

子どもの施設入所中、子どもの生活（日常生活、医療、予防接種、公的手続き等）に関して困難をきたした具体的な事例 6頁

【事例3】

入所措置、他機関、他施設との連携、里親委託等に関して困難をきたした具体的な事例 9頁

【事例4】

子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的な事例 12頁

【参考資料】

法人を未成年後見人に選任できるようにすることについての意見 15頁

※全養協協議員（各都道府県段階の児童養護施設協議会から選出される、計65名）への調査

【事例1】子どもの施設入所中、子どもと親権者との面会に関して困難をきたした具体的な事例

①	保護者(親)との関係・対応に悩む事例
No.1	◆何年か前に刑務所を出所した親権者(暴力団関係者)が、面会をするといって夜間に入所児童を連れ出したり、施設のルールを守らなかった。当該児童も他の児童も施設生活に変調をきたし、皆がおちつかないといった例があったため、結局3人いたこの親権者の入所児童は、2人が児童自立支援施設、1人が他の児童養護施設へ措置変更となった。
No.2	◆児童相談所からの指示で面会禁止にもかかわらず、毎日のようにやって来た親権者に対し、施設内への立入を禁止し、違反するようであれば警察に通報することを伝えた。その結果、敷地内へは入らないようになったが、入所児童を通学路で待ちぶせしていたこともあった。
No.3	◆精神的に不安定な親権者(母親)が面会にきたときに、入所児童の外泊を希望したが断った。(母の服にたくさんの血がついており、とても不安定だったので)その後、脅迫電話があり、入所児童が大人(警察)の付き添いのもと集団登校を強いられた例があった。
No.4	◆刑務所への出入りを頻繁に繰り返している親権者(父親)が、刑務所から頻繁に連絡を行い、施設職員への脅しを行なうとともに、入所児童の心を不安定にし、今後の進路を決めるのに大きな支障となり困っている。
No.5	◆収監中の親権者(父親)から、入所児童あてに手紙を送ってきて、さまざまな要求をし、職員に対しても、「児童に父親のカードを持たせて好きにお金を使えるようにしてほしい」等、要求が絶えない。
No.6	◆拘置中の親権者(父親)から、執拗に手紙で入所児童あて、また職員あてに、「以前子どもに小遣いをあげていたので、現在金が必要になり、その小遣いから金を貸してほしい」との強い要求があった。
No.7	◆親権者(父親)からの性的虐待で、父親との面会が禁止されているのに、入所児童と母親が外出中に、その父親が現れ面会していた。
No.8	◆親権者(母親)が精神的に入所児童に依存していて、入所児童の休日はすべて外泊を希望する。養育能力が伴わず、制限が必要だと思われる。
No.9	◆親権者(母親)が、入所児童の面会、引取りを強引に求めたケース。母親は人格障害。当該入所児童はある地域の乳児院・養護施設で保護されていたが、母親の強引さに抗しきれず、他県にある施設に緊急に措置変更。母親はその後もあきらめきれず、あらゆる手段で探し回る。その後、母親の援助者が殺人未遂で逮捕され収監、出所後に自殺。その間、当施設への来訪はなかったが、入所児童(きょうだい)には深い心の傷が残り、対応に苦慮中。
No.10	◆精神疾患をもっている保護者(母親)が、毎日のように施設に電話をかけてくる。入所児童も母親からの電話に対し拒否的になり、母子の関係性を構築する上で困難が生じた
No.11	◆薬物で逮捕歴のある保護者(継父と実母)。仕事も定着せず不安定な生活状況であり、嘘や虚言などを入所児童の前で繰り返すため、長期間の外泊は児童の養育上好ましくないと判断し、短期間での外泊を提案したが、保護者が厳しい態度で長期間の外泊を迫り、入所児童が不安定になるのを承知で長期間の外泊を行わせた。

No.12	◆DVと保護者(実母・実父)からの身体的虐待。実父は服役経験数回あり、市内に住んでおり、学校の行き帰りに夫婦で入所児童を待っていたり、下校時に家に連れて行ったりしている。再三注意するも改善が見られず、児童相談所からの指導もあると短期的には落ちつくが、その後は元に戻っている。そのため、入所児童は生活の場所の確認が難しく不安定になりがちである。
No.13	◆親権者(母親)に精神疾患があり、日にもよるが、一日何度も電話をかけてきて、同じ内容の話をする。入所児童自身も、電話に出るのを嫌がっている。母親はとにかく自分の思い通りしたい、と思われており、何かにつけて、自分の意にそぐわない規則について苦情がある。たとえば夏の長期帰省について「1か月帰らせろ(帰省させろ)」といい、帰省期間を告げると「子どもとの時間を奪うのか」など、電話で1時間ほど怒鳴られた。入所児童に品物をあまり買い与えないようにいっても、とにかく会うたびに品物を買ってあげている。当該入所児童も、親=品物を買ってくれる人、というイメージがある。
No.14	◆過去に、親権者(実母)の愛人が実母と入籍後、入所児童と養子縁組をしたことから、強引な帰省などを繰り返し、この対応に苦慮した。
No.15	◆校区内に親権者(母親)が住んでおり、入所日より約1か月、施設に慣れるために、外泊・外出・面会を遠慮してもらったが、下校途中に入所児童に会って、服装やランドセルの中のチェックなどを行なう。しかし入所児童も母親が来ていないときは、泣いて帰ってくる。また母親が行事や事務的用途で施設に来訪した時、黙って児童の部屋へ入り、児童のベッドや机などのチェックを入れ、後日クレームをつけて来る。また、母親が気になったことに対して長時間の電話がかかってくる。
No.16	◆親権者(実母)、精神疾患による家庭での養育困難。実父からのDVによる影響のため、入所児童の言動に実父の言動を重ね合わせてしまうことがある。入所の段階から、児童相談所の指導で、面会・外泊のコントロールをして来たが、面会・外泊の迎えの時間、帰園時間を明確にしなかったり、時間を守らなかったり、ルールを勝手に変更するなどがたびたび見られるため、約束ごとを守るよう児童相談所から指導してもらった。そのことへの不満がこじてきて、国、担当県行政、児童相談所、施設に対し、毎日のように連絡してくる。施設に対し不信感を持っており、施設に連絡をせずに入所児童の通う学校へ行ってしまうため、学校側からも対応について相談がある。面会、外泊などの約束がされていないにも関わらず、学校の靴箱に児童あての置き手紙をして、学校途中の際に児童を自宅に連れ帰ってしまうこともあった。自宅外泊中に入所児童の把握ができず、ほったらかし状態になる。しかも自宅内が非常に乱雑な状態で、児童相談所の家庭訪問も拒否する。そのことで当該入所児童からも不満が出ている。入所中の他児童への対応を気にして「自分の所と〇〇さんの対応が違う」と言う。個々の家庭の事情で個別対応になる旨を伝えても納得しない。
No.17	◆親権者(母親)が自分の都合での面会日時・場所を押し付けてくる。また母親が面会の際に入所児童の服装や持ち物を細かくチェックし、自分の意見を押し付けてくる
No.18	◆親権者(実母)のネグレクトによる措置入所。施設入所にいたるまでの実質的な養育者は、母方の祖母とその内縁の夫。ただし、祖母も内縁の夫も養育力不十分で当該児童は施設入所となる。祖母の内縁の夫は、傷害事件の繰り返しとアルコール依存症により、酔うと深夜を問わず施設に電話をかけてきたり、入所児童への面会を目的に来園。酔った面会、来園拒否を児童相談所より申し渡すが実行力なし。その間に実母は別の男性と結婚し、祖母に親権異動。最近、離婚と同時に再度、祖母から実母へ親権異動。実母は祖母の内縁の夫との面会も拒否。入所児童自身も男性を拒否の意思が確認できて、面会させないことでの対応が続いている。祖母に親権が異動の期間、祖母との面会を児童相談所にて実施してきたが、常に内縁の夫が障害となった例がある。
No.19	◆入所児童の前で、精神的に不安定な親権者(母親)が「死にたい」「子どもは里子に出す」と訴え、じっと座っていることができなったり、日に何回も電話をかけて不安を訴える。

No.20	◆親権を主張し、身勝手な行動をする(朝といわず夜中といわず、入所児童との面会を主張し施設に長時間いる等)入所児童との関係を考えた時、親権の制限が必要と考えるが、他方、親権者の精神的な不安が増幅し、施設への厳しい対応が強まる。施設の生活現場では、制限だけではまだ不安を感じる。警備員の配置も必要。
No.21	◆親権者(父親)は小学生の入所児童が気持ちのよりどころで、毎週外泊を実施している。小学校も高学年になると、学校や地域で週末活動が増えるとともに、友達とのかかわりも必要になってくるが、父親はいつまでも入所児童を赤ちゃん扱いしている。外泊を見合わせる時は、父親の同意を得るのに苦慮している。
No.22	◆精神疾患の親権者(母親)、学校行事等の参加・外泊を望んでいるが、小学生の入所児童は拒否している。しかし、母親は納得できず施設職員に苦情の電話が来る。
② 親との面会により、子どもの生活に支障が生じかねない例	
No.23	◆当該入所児童は、週末になるとほとんど毎週帰省しているが、帰園予定日や帰園時間を守らず、結局児童は学校を欠席したり、宿題が終了しなかったりする。
No.24	◆入所児童の親権者(親)が、自分の子どもとの面会をするため施設に訪問した際、自分の子ども以外の児童と積極的に関わろうとする。自分の子ども以外の児童と遊んでくれるのはよいが、抱っこしたり、肩ぐるまをするなどの際、他児童がけがをするのではと心配。親は純粋に好意でしているようだが、今後は何らかの対策が必要である。
No.25	◆親権者(母親)の精神疾患、精神的に不安定なことから入所しているのに、精神的に不安定なまま面会・外泊を要望して入所児童への影響が大きいので、児童相談所職員の説明と説得で面会・外泊を制限した。
No.26	◆施設に許可なく帰省や、外出をさせようとする。(親、入所児童だけで連絡を取り合う)
No.27	◆経済的に厳しい状況であるのに、借金してでも入所児童を帰省させようとする。施設側の指導にもなかなか乗らない。
No.28	◆入所児童が部活に行っている途中に待ちぶせして、児童を部活に行かせず自宅へ連れて帰る。
No.29	◆参観日や学校行事以外で学校に無断で行き、入所児童の様子を見たり、学校にクレームをつける。施設側からは、「施設を通して」と指導しているが、指導に乗らない
No.30	◆校区内に親権者(親)が住んでいて、週末帰省ができているが、平日の夕方におやつなどを持ってきて面会をする。入所児童は宿題もなかなか終らず、夕食にも影響がある。児童の生活リズムが少しずつ遅れてくる。
No.31	◆精神疾患がある親権者が、面会時に入所児童に対して不適切な発言や、支離滅裂な脈絡のないことを言われるので、入所児童が不安に感じている。今のところは面会等の積極的な働きかけは行わず、回数もできるだけ少なくしてもらっている。
No.32	◆親権者(精神病の母親と父親)は、入所児童の目の前で性的行為があるなど、児童に不適切な環境にあるため、児童相談所と相談して外泊の制限をしたところ、母親が怒って施設に来て、子どもを強引に連れ去ろうとした経緯がある。現在は母親の状況を確認しながら外泊を許可しているが、児童にとっては回数の制限が必要と思われる。

No.33	◆毎日とは言わないが、あまりにも面会・外泊が多い親権者が存在し、施設からの要望は受け入れられない。その児童は、どうしても施設や学校生活が落ちつかず、勝手に中途半端な意志で児童引き取りの意志を伝えようとするため、生活が浮き足立っている状態である。他児童とのバランスもあるので、面会・外泊の回数を控えてもらうように伝えるが、理由づけしたり、児童相談所に苦情が行ったりもする。飲酒しながらの電話で「子どもを帰省させろ」「返せ」とかの暴言もたびたび生じている。
No.34	◆入所児童の意思も確認し、職員同席の上、面会をしてもらっているが、帰省および外出時に、帰省先でのDV、飲酒などによる不適切な関わり、反社会的行為などの教唆、黙認がある。
No.35	◆学校があるにも関わらず、親権者(母親)が学校を休ませ、「子どもを外泊させる」と言った。職員も母親を説得したが聞き入れず、学校を休ませ、外泊してしまった。
No.36	◆親権者(母親)が学校帰りに無断で児童に会い、子どもにテレクラに電話をかけさせ、知り合った男性と会っていた。また、母親は男性との不適切な関わりを児童に話している。
No.37	◆親権者である母親が精神障害を患っていて、父親に対して暴力的行動をとり、また、入所児童を連れて家出を繰り返すなどの経過があった事例。家出中に入所児童との自殺企図もあり、入所後は児童は母との面会を拒否しているが、母は施設の玄関先で児童との面会を要求し、応じないと暴言などの行動が激しい。
③ 親などとの関係で、職員が困難を生じる例	
No.38	◆親権者でない父親が、施設職員に対して威圧的態度を頻繁にとり、職員も苦慮している。
No.39	◆中学卒業前に自動車を盗み、鑑別所に入所した親権者(父親と母親)が結婚して出生した児童。父親の飲酒による暴言で苦慮した。
No.40	◆暴力的な親権者とその関係者が、毎日ではないが頻繁に電話や来所があり、施設に対する不満と暴言、また他の入所児童に対しても関わりを持つとする。
No.41	◆親権者が精神科へ入院しているが、頻繁に電話をかけてきて、入所児童への無理な注文を行っているため、入所児童自身が困惑している。以前、毎日のように施設へ来所し、児童のことや施設のこと、また自身のことを長く話をする(2~3時間)親権者があり、職員も対応に困っていたが、それ以上に当該児童も嫌な思いをしていた。
④ 解決に向けた方向性にいたった(いたりつつある)事例	
No.42	◆母子家庭で、3人きょうだいが入所している。親権者である母親は相談もなく面会に来たり、入所児童を家へ連れ帰ったりする。時には下校時に学校から直接連れ出したりする。そのため入所児童たちも落ちつかなくなり、再三にわたり母親に面会や一時帰省について約束を守るようにうながすが、なかなか改善にいたらない。児童相談所の担当者にも参加してもらい、母親との話し合い、当該児童との話し合い、母子を交えての話し合いを実施する。その中で面会や外出に関しては話し合いで決めた通りに実施していくことを母子ともに了解し、今のところ改善されている。
No.43	◆親権者である母親がアルコールを飲んで面会に来る。母親はきょうだい間を区別しており、入所児童の前でもそのことを口にする。入所児童が幼稚園に通いはじめたことで、幼稚園の行事に参加をしてくれ、少しずつ母子の距離は近づいたようにも思われる。飲酒をしての施設来訪は断ると伝えている。

【事例2】子どもの施設入所中、子どもの生活（日常生活、医療、予防接種、公的手続き等）に関して困難をきたした具体的な事例

①	子どもの身だしなみ、生活等について
No.1	◆親権者が、入所児童の髪型について「(子どもの)長い髪が似合うので短く切らないで欲しい」「(施設に来訪する)美容ボランティアのセンスがない」という。
No.2	◆親権者が、入所児童の髪型について細かく注文をつけてくる。外泊の際、児童の髪を茶髪にする。
No.3	◆入所児童の髪を切った後、親権者から苦情があった。その後、その児童に限っては施設内で髪を切ることができなくなった。
No.4	◆髪を切ること自体は良いのだが、親権者から「長いほうが似合うから伸ばしてくれ」などの要求はある。
No.5	◆前髪が目に入りそうになっている児童の同意を得て理髪店に連れて行き、散髪したところ、親権者から外泊の迎え時に「前髪を切った」と苦情をいただいた。その後は親権者に任せ、施設では当該児童の髪をゴムで纏めている。
No.6	◆親権者が、入所児童の髪を施設で切ることを嫌がり、「自分で美容院へ連れて行く」というが、なかなか来てくれない。
No.7	◆入所時に親権者に確認したときは、「子どもの髪は子どもの希望を聞き入れて欲しい」ということであるが、施設のルールで承知ということになる。しかし、面会回数が重なってくると、入所児童の希望する長髪にすることを代弁する親権者が出てくる。なかなか髪を切ることができなくなっている。
No.8	◆入所の時から、髪が長いので髪を切ることを親権者に話すと「切らないで」という返事。髪が長いとかわいいというイメージを持っている。幼稚園・小学校に入り、水泳があることや入所児童自身も「髪を切りたい」という気持ちを持っていることを伝えても拒否される。
No.9	◆「子どもの爪を切ってくれない」「〇〇指導員・保育士の対応が悪いのでこんな施設に子どもは預けられない」「子どもを乱暴に扱う施設は問題」「訴える(洗濯物干しの時に洗濯カゴに入れて子ども達を遊ばせているの見て)」。直接、児童相談所や県の出先機関の担当課に電話して苦情を申し出ることがあった。その際の対応は連携しながら行って解決できた。
No.10	◆親権者である母親は、総合失調症だが病識が薄い。自殺企図があり、乳児院に入所、満齢のため児童養護施設に措置変更、乳児院入所当時より入所児童の髪を切ることを強く拒否、面会時にも当該児童を人形のように扱うことがあった。措置変更後も、長髪は入所児童自身が身辺自立していく上で障害にもなるし、自我が芽生えてきて、児童のために長髪を違和感を覚えるようになったため、髪を切る許可を求めたが、再び拒否。そのうち母親の病気が悪化し、入所児童を無理矢理連れて帰ろうとしたり、意味不明の言動や職員への理不尽な要求などがあった。
No.11	◆親権者の要望により、当該入所児童の髪はしかたなく切らずにいた。
No.12	◆女子入所児童の髪型・服装について、母親の趣味・好みを主張され、当該児童との親子トラブルが発生する。
No.13	◆入所幼児が外泊からモヒカンヘアで帰園。親権者は「幼児本人が同意した上で切ったので、そのままが良い」と主張する。
No.14	◆親権者が、「我が子は日光に弱いから」と、学校のプール授業に参加させない。

No.15	◆親権者が出所後、入所児童が希望し入部していた地域の少年野球クラブについて「学校の成績が悪いから」という理由で一方的に退部させようと、トラブルになった。
No.16	◆中学生の男子に毎日日記を何ページも詳細に書くよう強制。それができないと、施設に来て入所児童に暴力をふるう親権者がいた。
② 通院、予防接種、医療等について	
No.17	◆通院をすぐしない、「医者が信用できないので病院を替えてほしい」「〇〇病院に転院してほしい」
No.18	◆中耳炎の手術をする予定だが、親権者と連絡がとれず、同意が得られない。
No.19	◆入所児童の精神科への入院が必要であると児童相談所、施設で判断したが、親権者(父親)が非協力的で病院まで来てくれず、入院できなかった。
No.20	◆親権者が入所児童の新型インフルエンザ予防接種を拒否した。
No.21	◆親権者が予防接種は同意したが「タミフル」服用については同意を渋り、最終的には事故の場合の責任をとることを条件に承諾した。
No.22	◆予防接種を拒否することはないが、連絡が取れないのでなかなか同意が取れない親権者がいる。
No.23	◆精神で入退院を繰り返している親権者(母親)が、入所児童の精神科への通院、投薬、心理士によるカウンセリング等を拒否した。
No.24	◆入所児童の精神科への通院・入院に反対する親権者に対し、繰り返し説得したが、拒否は続いた。このため、入院はあきらめたが、子どもの病状は悪化した。結果的に施設変更になった。
No.25	◆児童福祉法28条(虐待)による措置児童の予防接種に際し、親権者が関与してくる例(現在、措置児童相談所と連携で対応している)。
No.26	◆入所児童の統合失調症の治療に対して、親権者が治療拒否(児童相談所と連携して調整中)。
No.27	◆不安定な親権者(母親)が、「子どもの中耳炎の手術の必要はない。神様が治してくれる」と電話をかけてきたため、調整・説得に苦労した。
No.28	◆風邪などの一般的な症状で嘱託医へ通院させる場合でも、親権者が通院許可を求める。また、親権者が病院を指定し、本来であれば必要がないと考えられる検査も強要する。
No.29	◆乳幼児の入所児童の予防接種・長期検診は、自治体が違うと不利が生じることもあるので、住民票を移っていただくようお願いするが、異動の同意を得ることができない。
No.30	◆親権者(精神障害、入・通院歴)が入所児童の医療機関での検査など、受診を拒否する。
No.31	◆家庭復帰ができないのであれば、入所児童の通院や服薬をさせないで欲しいと強迫する親権者。
No.32	◆精神科クリニックに通院し、服薬を続けて落ちついた生活をおくっていた入所児童の小学生。服薬については親権者(両親)の同意を得て開始したが、不安定な父親により、『薬を飲むな』⇒『飲みなさい』⇒『やはり飲むな』・『病院に行かせるな』⇒『カウンセリングでの通院なら良い』と子が振り回され混乱している。
No.33	◆入所児童が施設内で問題を起こし、児童相談所でも一時保護及び病院での診断を提起したが、親権者が同意しなかった。

No.34	◆親権者が、保険証など必要な書類をいくら催促しても送ってくれない。
No.35	◆毎月のように遠方への診察に行くため、近くにある病院への転院の話をするが、親権者が受け入れていただけでない。
③ 子どもの障害、特別支援学級通級等について	
No.36	◆特別支援学級に、通級適当な場合でも、親権者の拒否感は強く、説得に時間がかかるケースがある。
No.37	◆虐待を受けていた児童が、発達障害で未学習のため、学力が伴っていないので特別支援学級への通級を勧めるが認めない。
No.38	◆知能検査を行ない、客観的に見ても知的障害であり、入所児童本人も特別支援学級への入級を希望していた。親権者である母親に対し繰り返し特別支援学級への入級を説得したが承諾しなかった。現在、入所児童は授業が苦痛と思いながら普通学級での通学を続けている。
No.39	◆入所児童の小学校入学に際し、親権者が特別支援学級への通級に反対していたが、学校・教育委員会に説明でなんとか通級を承諾した。しかし、今後の支援と生活の選択肢を広げるための「療育手帳」申請には応じなかった。入学後、授業参観などで、他児童との様子を見比べ、親権者(父)が手帳申請の手続きをとった。
No.40	◆親権者が精神疾患等で入所児童の実際の能力を把握できない。障害の有無を施設職員から説明しても、手帳取得や、特別支援学校への進学を認めない親権者がいる。現在は児童相談所の助力も得て、何とか説得に成功しているが、今後も慎重な対策が必要である。
No.41	◆親権者である父親は、入所児童の小学校の特別支援学級への通級に同意したにもかかわらず、「自分の息子なのにどうして特別支援学級なのだ」と怒り、外出は児童相談所に許可されていることから、一緒に入所している他のきょうだいのみを外出させようとしたり、特別支援学級へ通級している児童に冷たい態度をとっている。
④ 金銭等について	
No.42	◆子ども手当を、施設としては入所児童のために活用したいと考えているが、親権者である親は、お金は自分達のところへほしいとして、入所児童のためにお金が活用できない。この親権者は施設の養育に関して非協力的で、適切な養育に困難が生じることがある。
No.43	◆親権者が、隠れて入所児童にお金や携帯電話を渡すことがある。
No.44	◆生活に必要な所費やお小遣いはあるのだが、必要以上に親権者が入所児童にお金を持たせ、それが、学校で禁止されているアクセサリーなどのお金として使われている。
No.45	◆それ程強い要求ではないが、親権者が自分の思いとおりに子どもを育てたいとの欲求が背景にあり、施設にいろいろな要望があった。
⑤ 法的手続き等について、その他	
No.46	◆戸籍整理を親権者に依頼しても理解してもらえない。
No.47	◆親権者である母親自身が療育手帳を所持され生活保護を受給されているが、母親自身が自らの障害を受容できず、子どもへのかかわりに対する説明が伝わりにくい。
No.48	◆外出・外泊中に親権者が入所児童のことを隠そうとしたり、近所の人に対して親戚の子だと嘘をついたりして、入所児童が傷ついていたことがあった。

【事例3】入所措置、他機関、他施設との連携、里親委託等に関して困難をきたした具体的な事例

① 里親委託に向けた措置変更に関して	
No.1	◆入所後、親権者と連絡がつかず、面会にも一度も来ず、どこにいるかも不明であるため、入所児童の里親委託を考えたいと思っているが、里親委託に関して親権者の承諾が得られず措置を続けている。
No.2	◆親権者(父親)と外国人の母親との間に6人の子どもがおり、きょうだいの1人が乳児院から措置変更で入所している。両親は経済的に苦しい状況にあることから、児童相談所からの里親委託の話があっても拒否している。都合のよい時に面会に来ているが、入所児童は両親になついでいない。
No.3	◆親権者のうち、母親の関わりは全くなく、父親は刑務所に入ったり、出たり(出てもすぐ戻る)している。里親への委託を父親に相談したが拒否された。
No.4	◆乳児院より措置変更で入所してきた児童を、里親に出してはどうかという話があり、親権者(母親)に連絡をとると「里親に出したくない」と言われた。母親は、電話や面会はほとんどなく、他のきょうだいは母親のもとにおり、何度か打診はしたが、拒否されてきた。数年後、児童が小学校高学年になって、母親に本児との関わりを持ってもらうために電話すると、「里親に出してもよい」との話があったが、年齢的に難しかった。
No.5	◆週末里親だけでも、承諾しない親権者のケースがある。
No.6	◆施設側から判断すると、親権者の養育能力も厳しく、入所児童の引き取り意思も弱いのに里親委託を頑なに拒む例がある。
No.7	◆母子家庭。今まで入所していた児童養護施設から、きょうだい2人がいる本施設へ入所する。親権者(母)は無気力で、母子関係構築、愛着形成の視点から面会や外出をお願いし、「はい」とは返事するものの、なかなか実行してくれない。特に本児とはかかわりが少ないことから、児童相談所と話し合い、里親委託を検討するが、母親はかたくなに里親への委託を拒否する。本児は現在小学校中学年になっているが、母親は相変わらず面会もほとんどない状況であるが、年末や夏休みには短期の一時帰省を実施している。
② 子どもの引き取り(連れ去り)に関して	
No.8	◆親権者である母親の服役中、暴力団の元夫が虐待の認識が薄いので、威圧的に当該児童を引き取ろうとした。
No.9	◆親権者(父親)が同意し入所にいたった例であったが、夜間に突然に来園し、職員の話も聞かずに園舎のなかに入ってきて、寝ている子どもを無理矢理に連れて行ってしまった。
No.10	◆虐待により、職権一時保護、その後、子どもは施設入所に同意をしたが、親権者はこれを強く拒否。児童福祉法28条の措置を求めて家裁に申立を行ない、承認され施設入所となったが、親権者はなおもこれに納得せず、強制措置に反対する支援者に助けを求め、それらの方々によるさまざまな活動が児童相談所と施設に行われる。最終的には学校帰りの入所児童を待ちぶせ、連れ去ってしまう。

No.11	◆親権者(母親)は精神疾患及び知的障害があり、現在は生活保護を受給中。その母親と同居している男性が、入所児童の小づかいの使い方等、施設に細かくクレームをつけるケース。母親と男性は、警察・児童相談所・県庁にも施設へのクレームについて報告し、面会・外泊の実績がほとんどないにもかかわらず、入所児童の引取りを執拗に要求している。
No.12	◆入所児童を強引に連れ去ろうとしたケースでは、児童相談所にすぐ来てもらい、その場で話し合った。親権者は納得はしなかったが、強引な連れ出しはしていない。
No.13	◆虐待通告で警察から児童相談所にかかわったケースであるが、親権者に虐待の意識がなく、「子どもを鍛えるための教育している」と言い、施設へ非協力的で子どもを早く引き取る要望を出してくる。内縁の夫も暴力的で職員へも手を出すこともあった。
No.14	◆ネグレクト(養育放棄・子どもたちだけの生活をさせる等)で児童相談所へ通告あり、同意入所となったが、しばらくして入所児童(きょうだい4人)を学校下校途中に待ちぶせして連れ去ったケースあり。
No.15	◆虐待による入所であったが、親権者(母親)が突然面会に来て、面会のみと約束をしたが、少しの間外出をと言いついて出でて、断るが受け入れてもらえず、時間の約束をして外出させるが、そのまま帰ってこなかった。児童相談所にも連絡し、施設へ戻るように説得するが、結局戻らなかった。
No.16	◆きょうだいで入所してきたが、親権者である父親がその日の夜に飲酒した上で、強引に入所児童たちを自宅に連れて帰った。
③ 結果的に再措置となってしまった事例	
No.17	◆以前にあった例 *親権者(継父)の心理的虐待:入所の同意を得るために、児童相談所で警察官同席のもとで話し合いを行った経緯あり。保護者(継父)から、「実母の話だと、子どもが施設や学校生活に不満を持っている、対応が悪いのではないかと、関わった職員、学校の担任を出せ」等の電話が頻りにあった。最後は、「大人と大人の話しよう」「職員の親は施設長」と、入所児童を引取りたいためにさまざまな言葉をかけてくる。施設長が対応の窓口となり、事実を確認し話と違うことを伝えると、再度同じような内容の電話が続いた。最終的には、継父は引きさがったが、その後、その児童のきょうだいが通学する地元の小学校の担任に対しても、同様の関わりがあり対応に苦慮したことを聞いている。そのきょうだいも児童養護施設入所となる。
No.18	◆親権者が入所に同意したが、入所児童が下校中に親権者が車で連れ出したケースがあった。親権者はその後、施設や学校職員の対応を細かく指摘し、「施設や職員が子どもに対して虐待行為をしている」と警察に通報。その後、半ば強引に引取りを行うも、その後結局は親子関係が不調に終わり、他の児童養護施設に再措置となった。
No.19	◆保護者から様々な形で強い要求が出てくるが、しばらくすると軟化して良い親を装い、頭を下げて入所児童の家庭復帰を望んできた。施設・児童相談所とも慎重な対応を続けていたが、入所児童の家庭復帰要求が強くなり、また、心も態度も変わったと信じた結果、家庭復帰を試行したが、虐待の再発により当該児童を再度保護。
No.20	◆施設や児童相談所が入所児童の現状を考え、情緒障害児短期治療施設への措置変更を勧めるが、保護者が同意せず、このタイミングを失ってしまう。その後、保護者は当該児童と一緒に住みたい一心で強引に引き取ったが、親子関係がうまく行かず、2か月たらずで一時保護となった。

No.21	◆親権者との関係で、当該児童の入所までは約3年間を要した。その後の面会のたびに、入所理由を尋ね、措置書に書かれた理由を伝えると「違う」と話し、しばらく入所理由について説明をする。担当が替わるごとに確認をする。施設側も親権者(母親)が説明する入所理由を認識し、母親に伝える。きょうだいの卒業と同時に家庭復帰となるが、入所児童のアルバイト料から生活費2万円を出すように言われたり、学費をアルバイト料から支払うように言われ、入所児童と親との関わりがうまくいかなくなって、家を飛び出したりして施設に助けを求めてきたことで、再措置となった。
No.22	◆子どもより内縁の夫側についてしまう親権者(母親)が、子どもがいることにより児童手当が入ってくることで、子どもの施設入所に同意しない。その後子どもを施設入所をさせたものの、やはり自分で子どもを育てたいということで、施設より入所児童を連れ去る。母親宅への外泊中、母親が不安定になり「子どもと共に死にたい」との訴えの電話があり、警察に緊急対応してもらった。入所に同意をされたが、後にその同意を撤回され、施設にさまざまな要望の電話や来所を繰り返している。
③	その他
No.23	◆ネグレクト等が原因で、子どもが施設に入所しているが、施設での養育について批判的な親権者(親)が多い。園内外での行事の際、親どうして施設や担当職員の悪口を言うことがあり、また入所している自分の子どもに対しても、施設や職員の悪口を言う等、施設に対しての理解が乏しい親権者(親)も見受けられる。
No.24	◆親権者(母親)が統合失調症で、施設入所に拒否的で施設の対応、指導に対して連日のように苦情が入り、職員に対してきわめて攻撃的な面がある。
No.25	◆児童福祉法28条適用で、児童相談所との連携で手紙等のやりとりから、現在は面会を試みているが、親権者である母親は不安定であり、入所児童が母親の気持ちに振り回されている。
No.26	◆非協力的な親権者に対しては「できればかわりを持ちたくない」という気持ちになってしまい、距離間ができてしまう。
No.27	◆何年か前の事例であるが、親権者(アルコール依存症の男性)が電話を昼夜かけてきて、施設の養育態度についてクレームがあり、施設の業務に支障をきたした。
No.28	◆親権者に虐待の認識がなく、なぜ入所しなければならないのか納得ができていないため、親権者と口論になる。言うタイミングや言い方があるのも理解できるが、児童相談所の説明不足があることも否めない。施設の対応が気に入らないと、「子どもを引き取る」といって、制止も聞かず、入所児童を強引に連れて帰り、数日後「迎えにこい」と言われる。「児童相談所が良いといった」など、機関どうしのお話をく利用して話を作ることもある。例えば「今度の帰省は1週間よいと言った。後は施設が良いと言えばOKだと言われている」など。
No.29	◆はじめ、ショートステイで利用していたが、親権者(母)が病気のため措置となる。入所時から母は児童への思いが強く、何度かの帰省に時間が守れないことが多かった。措置解除後に下の子が生まれ、上の子にのみ外出を行なうが帰って来ず、母は本児を連れて県外の実家の方へ行っていった。その後は母は単独でなく友人付き添いでなければ、外出・帰省はできないことになった。
No.30	◆父子家庭。入所後、親権者である父親の面会もあった。高校入学に対しても施設での生活することについても、父親の援助等もあり順調だった。その後、父親のリストラがあり、父親と連絡が取れない状況になる。施設の職員が電話をしたり、訪問したりしていたが、父親との接触ができない状況が2年以上になる。入所児童が入院が必要な状況になり、父親との接触を試みるがまったく会えない。児童相談所のほうも接触しようとするが、同じ状況。私たちが児童の養育にあたる際、どうしても保護者の同意が必要になる時があるが、このような場合、対応が困難である。

【事例4】子どもの契約行為、退所後の生活に関して困難をきたした具体的な事例

① 子どもの契約行為に関して	
No.1	◆親権者(継父・実母)ともに、入所児童の携帯電話の所有を認めず、新聞配達で得るアルバイト料で携帯談話を持ちたいという入所児童の願いをかなえるために、施設名義で携帯電話を購入し、電話機の支払いと月々の料金の支払いを施設会計預金口座を利用して行った。親権者からは在園中も退所後も入所児童に対して生活費の無心あり。現在の携帯電話は祖父が買ってくれたもので、そのことは親権者には話していない。
No.2	◆入所児童の養育に関心がなく、再三の施設や児童相談所から呼び出しにも対応しない親権者。このようなケースの場合、施設長等がアパート契約の保証人になるケースがある。
No.3	◆入所児童の携帯電話契約については、親権者への説明を行い概ね同意はされるが、まれに、「同意すると問い合わせや自分に責任が被さってくる」と拒否的なケースもある。
No.4	◆アパート契約や就職身元保証に関しては、親子関係不調(虐待も含む)で親権者が同意しないケースもあるが、入所児童自身が親権者へ頼みたくないというケースもある。
No.5	◆祖母から母親への養育権異動の手続きを行ったが、祖母と内縁関係のある男性から電話がかかってくる。入所児童がアルバイトで稼いだお金を貯金するために通帳を作ったが、「母親の近くの銀行でないと困る」とのことでの苦情あり。退所までの児童と祖母との関係が悪く、アパートの契約ができず、施設長が保証人にならざるを得なかった
② 子どもの進学・就職等に関して	
No.6	◆大学進学に反対され、親権者(父親)に保証人になってもらえなかった。他に代わりを立てることができず、さまざまな交渉をして、児童相談所長の上申書により施設長が代理で保証人となった。父親はアルコール依存症で、児童本人の高校在学も認めず、本児童の意志を無視して学費を滞納し、本児童は不登校になっていたところを保護したケース。親権は父にあり、それを盾に他人の関与を拒んだりした。
No.7	◆今春、入所児童の大学進学に際し、大学、アパートなどの契約書類に親権者がサインを拒否。施設長の個人名をもって対応。
No.8	◆入所児童の就職が決まり、家庭引き取りになったが、親権者(母)との関係は別居生活が長かったので、家庭生活がうまく行かなかった。自分でアパートを借りて出て行くように母に言われたが、持ち帰ったお金も母に取られ、途方に暮れて友人宅に居候する。就職も1ヶ月ぐらしか続かず、お金もなく困っている状態である。
No.9	◆実子である女兒を、小学校高学年の頃より自分の性の対象としていた実父が、その女兒の証言で窃盗、暴力などで刑務所に入所。その間、高校生まで施設で養育するが、実父が出所・引取りとなると入所児童本人が拒否した。そのため、児童相談所の依頼で、施設長が未成年後見人を引き受ける。
No.10	◆退所後、遠方で仕事をしていた退所児童の仕事を辞めさせ、親権者の近くで働かせようとして仕事が結局見つからず、親権者の希望で夜の仕事をさせた。
No.11	◆施設長が就職、賃貸の保証人になった。

③ 「子どもに連絡を取りたい」等の依頼について	
No.12	◆卒園した児童の住所を知りたがる親権者は過去にあったが、施設側からはできるだけ、教えないようにしている。
No.13	◆親権者(実父)の帰省中の性的虐待が疑われる行為があったため、本人の意向を尊重して面会などの交渉を止めてきたが、退所後、保護者が児童のアパートをつきとめ、接近をはかったので、本人が恐怖感を感じた。
No.14	◆退所児童が、退所後の行き先や居場所を親権者に知られたくないというケースもある。しかし、親権者はしつこく居場所を探したり、施設職員へ無理に情報を求めてくる。
No.15	◆長年、服役などで音信不通であったのが、就職卒園した児童の就職・居住について問い合わせが時々ある(子の援助の期待?)が、一切情報を提供していない場合は、児童相談所で聞くように話す。
④ 子どもに対する親の無心について	
No.16	◆親権者(継父)が自家用車購入のために、入所児童が高校3年間の新聞配達アルバイトで蓄えたお金の一部を渡すよう、退所間際に電話があった。退所後にやむを得ず、当該児童が親との関係を立ち切る気持ちで30万円を渡した。
No.17	◆定時制に通学しながら、日中はラーメン店でアルバイトをしていた入所児童に対して、いろいろな理由をつけて「お金を送って欲しい」、と親権者(実母)から電話が度々あった。入所児童は、「実母というきょうだいのことを思うと仕方ない」といって送金したり、帰省の時に必要以上にお金を持って行ったりしていた。
No.18	◆施設退所後は、「子どもの借りたアパートに自分も住みたい」「退所後は金銭的に親の面倒を見てくれ」等、退所前から入所児童に要求する親権者がいる。
No.19	◆卒園し、自活している退所児童に、親権者が金銭的な援助を求めてくる。また、当該退所児童名義で借金をすることがある。
No.20	◆高校卒業後に施設を出て自立・就職した退所児童に対し、親権者(実父)が再三にわたりお金の無心を行ない、退所児童の職場にまで電話をすることもある。退所児童はせっかく入った職場に居づらい状況になった。
No.21	◆就職した未成年者の退所児童に振袖のローンを組ませ、親権者(母親)の口座に毎月お金を振り込ませている。母親は自分も一部を払うというが、収入はない。
No.22	◆退所・就職した退所児童(未成年者)に親権者がお金を無心しに来る。
No.23	◆児童は身障手帳を持っていた。親権者(母親)が自分の携帯電話が使えなくなったため、児童の身障手帳を貸してもらい、当該児童名義の携帯電話を作る。その後、母親は住居不明となり、施設からの電話にも出なくなった。児童名義の携帯電話の督促状や、債権会社からの督促状が届くようになった。当該児童は就職するために携帯電話が必要となったが、母親の負債があるために、携帯電話の契約ができずに困った。その後、児童の親戚の名義を借りて、プリペイド式の携帯電話を持たすことができた。
No.24	◆親権者(実母)が、入所児童の高校卒業後に専門学校での勉学希望を断念させた。施設は九州だが、実母が働く会社(関東)に仕事を斡旋し、低賃金で働かされ、購入する衣服も実母が着るといって持って行く。時々お金も無心される。断ると、2~3回関東から九州の施設に面会に来たことがあるが、「その時の旅費を返せ」といわれることがあった。

No.25	◆退所後、退所児童が仕事をしているとわかると、親権者(親)が何かにつけてお金を要求する。
No.26	◆数年来、何の連絡もなかった親権者(母親)が、児童が高校を卒業する頃に現れ、「生活を援助してほしい」と頼み込んでくる。退園して施設の県外に就職すると、母親が毎月お金の仕送りを求めてくる。母親の要求分のお金を仕送りしないと、母親は直接退所児童の就職する会社に電話し、要求額を直接母親に送金するよう依頼する。母親からの電話を職場から注意された退所児童は、半年ほどで会社を辞めている。
⑤ その他	
No.27	◆退所後、当該児童は頑張って働いていたが、親権者である親が新興宗教に入信しており、そちらに入信させてしまった。

**【参考資料】法人を未成年後見人に選任できるようにすることについての意見
(全養協協議員へのアンケート結果)**

※全養協協議員(65名)へのアンケート、6月上旬に実施、回収率53.8%

賛成	14名	40.0%	賛成の理由
			1法人複数施設経営をしているところは少なく、対応できる体制のある法人は、的確性も含めて現実的には少ないのではないかと思う。そして、選任するのであれば施設退所後の関わりの継続的な部分で法的な整備も必要ではないかと思う。
			法人が未成年後見人になれるということになれば、今まで後見人を立てることができずに困っていた施設の職員の負担が軽減されることが期待される。
			賛成だが、施設長個人では退職、転勤など人事上難しい
			現行制度では、未成年後見人選定が難しい以上、可能性として前向きに検討しても良いのでは。
			パーマネントケアを考えると、法人(特に児童福祉施設)の未成年後見人は意義があるが、現入所児童の対応に追われる現実を考慮するとどこまで可能かが未知数と言える。
			一連のケースを通し、関われる法人(施設)が望ましい。
			個人的に児童の未成年後見人になったことは4例ほどある。
			法人による複数の未成年後見人の選任が必要
			どうしても必要なケースで、対応困難な場合を考えると、法人で対応できるようにするべき。
			引き受け手を確保するのが困難であり、選択肢を広げる上でも有効。
反対	7名	20.0%	反対の理由
			法人は責任所在が明確でないから。
			未成年後見人は個人が良い
			施設の負担が大きくなる。
			未成年後見人の主たる役割は、財産管理など経済行為であり、人としての関わりの中で、個人(自然人)が責任をもって行なうべき。
			公的機関が関与すべきである。

どちらとも いえない	14名	40.0%	どちらともいえないの理由
			<p>児童にとって必要性はあると思われるが、乳児院・児童養護施設等、措置変更や移動になった場合に、その都度、法人後見人が変更されるのか、そのあたりの議論が必要。</p>
			<p>報告書にあるように複数選任でき、身上監護と財産管理等親権の種類に応じた後見人選任が可能になれば賛成。全ての親権を法人が一手に受けるのでは、対応しきれない問題が発生すると思う。</p>
			<p>児童の退所後のアフターケアの問題もあり、慎重な検討が必要。</p>
			<p>施設の場合、社会福祉法人として未成年後見人となることが考えられるが、漠然としていて、施設長・理事長のほうが明確かと思われる。しかし、施設長の立て替えなどを考えると、難しい点もあると思う。</p>
			<p>法人がどこまで責任を負えるか、不透明な部分もある。</p>